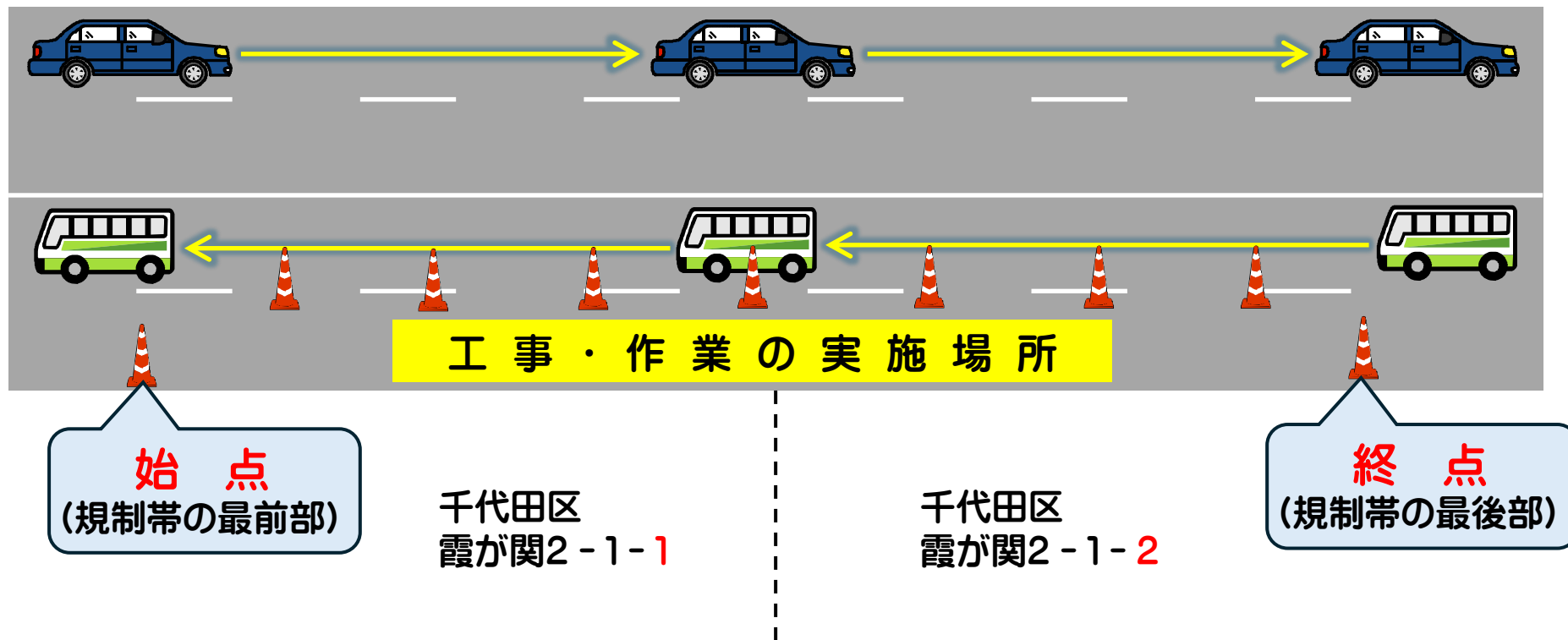


# 交通規制の始点と終点の考え方

工事連絡における、**交通規制の始点**と**終点**の住所については、以下のとおりとしています。



上図の場合、

**始点**の住所は、「千代田区霞が関2-1-1」

**終点**の住所は、「同 上 2-1-2」

となりますので、誤りのないようお願いします。